

健康診断費用助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者の従業員が、健康を保持・増進するために法的に義務付けられている健康診断について、その費用の一部を助成することによって、健康の増進と事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員事業所の従業員であること。経営者、管理者についても対象とし法定の義務付けのある者を対象とする。

(対象診断)

第3条 労働安全衛生規則に規定される定期健康診断、特定業務従事者健康診断、雇い入れ時健康診断を対象とする。

(助成期間)

第4条 実施期間は、平成28年4月1日から平成29年2月末日までとし、この間に受診し費用の支払いを終了したものとする。
2. その年度において、予算額に達した時点で事業の終了とする。

(助成金額)

第5条 会費算定の車両台数を限度として、1名あたり1,500円を助成する。
2. 診断費用が1,500円に満たない場合はその実費とする。
3. 受診人数が、車両台数に満たない場合は受診人数分を限度とする。

(支払い及び請求方法)

第6条 健康診断の受診料は、事業者がそれぞれ受診した医療機関に直接支払い、その領収書等の写しを添え、健康診断実績報告書（健康診断受診料助成金請求書）により請求するものとする。
2. 申請は、前期と後期に分けてそれぞれの期間分をまとめて申請するものとする。
前期 4月～9月までの分 10月末まで申請する。
後期 10月～2月までの分 3月10日まで申請する。

(助成金の交付)

第7条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。

2. 助成金は、原則として会員会社の口座へ送金するものとする。

《附則》

1. この要綱は平成25年4月1日から適用する。
2. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。